

知的財産判例セミナー

知的財産にご関心がある方ならどなたでも参加できます

第47回

飲料業界における特許実務について

— トマトジュース事件（平成28年（行ケ）10147号）を中心に —

— 内容 —

飲料業界は特許紛争が多い業界ではありませんが、いわゆる「ノンアルコールビール訴訟」を含め、特許紛争が全くないわけではなく、イノベーションがあったときには特に細心の注意が必要です。また、飲料は極めて嗜好性が高い製品であることから、それに起因する難しさもあります。飲料業界ではどの様に特許関連リスクについて評価し対応をしているかという点について、自らの経験に基づき、トマトジュース事件を通してお話したいと思います。



2025年

10月27日(月)
16:20 ~ 17:50

～ オンライン開催 ～

〔講師〕 日本コカ・コーラ株式会社 日本・韓国オペレーティングユニット
バイス・プレジデント、ジェネラルカウンセル

小松原 孝文 氏

〈講師略歴〉

2007年5月に米国カンザス大学ロースクールを卒業（Juris Doctor）後、TMI総合法律事務所に入所（2007年9月～リーガルアシスタント、2008年2月～外国弁護士）。知財関連を含む企業法務、M&A、訴訟等に携わる。2015年6月、日本コカ・コーラ株式会社にリーガルカウンセルとして入社。研究開発部門、技術部門等を担当すると共に、コカ・コーラとしては世界初のアルコールブランドとなる「檸檬堂」の立ち上げに関連する法務を担当。2021年7月から現職。ニューヨーク州弁護士。

お問合せ・お申込み

下記よりお申込みください。 ※申込〆切：10/23（木）

<https://forms.gle/t8KKCVQUqmFZh1Gp6>



山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL：0836-85-9942 E-mail：ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp HP：http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/